

糸島市補助金設計書

所管課	農業振興課
-----	-------

補助金名称	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業補助金
区分	その他の事業補助（負担金的）
該当例規等	野菜生産出荷安定法 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領 他

【長期総合計画体系】

基本目標 7 __地域資源を生かした産業創出のまちづくり

政策 1 __農林水産業の振興

施策 __農業生産基盤を整備し、農産物の低コスト化を推進する

1 補助の目的

野菜生産出荷安定法に基づき、対象となる野菜の出荷機関を通じた販売価格が、過去の平均価格から算出された一定の基準額を下回った場合、その差額を補填することにより、野菜生産農家の経営の安定を図り、野菜の需給及び価格の安定に資するために行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 成果指標

ふくおか園芸農業振興協会の財源造成額

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

対象野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に備えた、財源造成。

補助対象者

公益社団法人 ふくおか園芸農業振興協会 （受益者 加入した農業者等）

4 補助対象(外)経費

補助対象経費

公益社団法人ふくおか園芸農業振興協会の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る業務方法書第8条に定める額

5 補助率・補助限度額、積算根拠

積算根拠 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領

造成負担割合 指定野菜 国50%、県25%、市5%、対象者20%

特定野菜 国1/3、県1/3、市1/15、対象者4/15

（ただし、アスパラガス・ブロッコリーは、国50%、県25%、市5%、対象者20%）

6 補助期間

令和2年度まで